

# 福岡市の特別支援教育推進体制の構想



一人一人のニーズに応じた教育の実現を目指して

# 学校が変わります。特別支援教育がスタートしました！

平成19年4月1日より「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、これまでの**特殊教育**が、「**特別支援教育**」としてスタートしました。

### ◆特別支援教育とは

これまでの障がい児教育（特殊教育）の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。  
さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざしています。

## これからの特別支援教育

- 名称が変わりました。  
◎盲・聾・養護学校 → 特別支援学校
- ◎特殊学級 → 特別支援学級
- 特別支援学校が特別支援教育のセンターとして、小・中学校等への支援を行います。
- 特別支援教育コーディネーターが中心となって、各学校の特別支援教育を推進します。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を学校全体で推進
- 医療や福祉等の関係機関と連携

### <特別支援教育の充実>

- 特別支援学校  
知的障がい特別支援学校：5校  
病弱特別支援学校：1校  
肢体不自由特別支援学校：2校
- 特別支援学級  
小学校146校中、69校に設置（設置率47%）  
中学校68校中、39校に設置（設置率57%）
- 通級指導教室  
小学校：8校に設置  
中学校：2校に設置

● これらの学校や学級、教室で、約2,300名の子どもたちが学んでいます。【平成19年5月1日】

※1 専門家チーム：教育・心理・医学などの専門家て構成され、指導主事を中心に各学校への巡回教育支援を実施します。  
※2 自立活動：言語障がい、行動や情緒面で特別な指導が必要な場合、発達教育センターで専門的な指導を実施します。  
※3 副籍制度：特別支援学校に在籍する子どもたちが、居住地の学校に副次的に籍を置き、交流教育を推進します。

### ◆福岡市の相談機関一覧

施設名	相談内容	住所	電話番号
発達教育センター	特別支援教育全般	中央区地行浜2-1-6	092-845-0015
こども総合相談センター（えがお館）	子どもに関する総合相談	中央区地行浜2-1-28	092-832-7100
発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）	発達障がい全般	中央区地行浜2-1-6	092-845-0040
心身障がい福祉センター（あいあいセンター）	就学前期を中心とする療育相談	中央区長浜1-2-8	092-721-1611
西部療育センター	就学前期を中心とする療育相談	西区内浜1-5-54	092-883-7161
東福岡特別支援学校	学齢期における相談（東区担当）	東区青葉3-8-1	092-691-5402
南福岡特別支援学校	〃（博多区担当）	博多区西月隈5-6-1	092-581-2242
若久特別支援学校	〃（南区担当）	南区若久2-3-13	092-551-2652
福岡中央特別支援学校	〃（中央区担当）	中央区地行浜2-1-18	092-847-2789
屋形原特別支援学校	〃（城南区担当）	南区屋形原2-31-1	092-565-4901
生の松原特別支援学校	〃（早良区担当）	西区野方7-825	092-812-0151
今津特別支援学校	〃（西区担当）	西区今津5413	092-806-8181

